

2025年1月15日

各位

会社名 UUUM株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 梅景 匡之  
(コード番号 3990 東証グロース)  
問合せ先 取締役 執行役員 安藤 潔  
(TEL 03-5414-7259)

**株式会社フリークアウト・ホールディングスによる当社株券等に係る株式等売渡請求を行うことの決定、  
当該株式等売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2024年12月27日付「支配株主である株式会社フリークアウト・ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社フリークアウト・ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年11月15日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年1月8日をもって、当社の株券等18,685,910株（本新株予約権についてはその目的となる株式数に換算しています。以下同じです。）を所有するに至り、公開買付者は当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主となっております。

公開買付者は、本公開買付けの成立により、同社が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社が2024年11月14日付で公表した「支配株主である株式会社フリークアウト・ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的として、会社法第179条第1項及び第2項に基づき、当社の株主の全員（ただし、当社及び公開買付者を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）を公開買付者に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、当社の新株予約権者の全員（ただし、公開買付者を除きます。以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その所有する新株予約権の全部（以下「本売渡新株予約権」といいます。）を公開買付者に売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」と総称します。）するとのことです。

当社は、本日付で公開買付者より本株式等売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の当社取締役会において本株式等売渡請求を承認する旨を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式等売渡請求の承認により、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から2025年2月16日まで整理銘柄に指定された後、2025年2月17日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注1） 「本新株予約権」とは、以下に記載する新株予約権を総称していいます。

- ① 2014年12月1日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第1回新株予約権
- ② 2014年12月1日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第2回新株予約権
- ③ 2015年7月24日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権

- ④ 2015年11月20日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第5回新株予約権
- ⑤ 2017年2月23日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第7回新株予約権
- ⑥ 2017年6月23日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第10回新株予約権
- ⑦ 2018年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権
- ⑧ 2023年7月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権
- ⑨ 2023年7月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権
- ⑩ 2023年11月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権

記

1. 本株式等売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	株式会社フリークアウト・ホールディングス	
(2) 所 在 地	東京都港区六本木六丁目3番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 Global CEO 本田 謙	
(4) 事 業 内 容	広告・マーケティング事業及び投資事業	
(5) 資 本 金	35億5,204万9,147円	
(6) 設 立 年 月 日	2010年10月1日	
(7) 大株主及び持株比率 (2024年3月31日現在)	DAIWA CM SINGAPORE LTD - NOMINEE MOTHERS OF INVENTION PTE LTD (常任代理人 大和証券株式会社)	34.70%
	伊藤忠商事株式会社	15.86%
	株式会社SBI証券	5.96%
	スカパーJSAT株式会社	3.75%
	BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC POOL (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3.73%
	株式会社日本カストディ銀行	3.64%
	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	2.54%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.01%
	海老根 智仁	1.59%
	楽天証券株式会社	1.31%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在当社株式 18,685,910株(議決権所有割合(注2) 91.55%)を所有し、当社を連結子会社としております。	
人 的 関 係	当社の代表取締役である梅景匡之氏及び取締役である安藤潔氏は、公開買付者の執行役員を兼務しております。また、公開買付者の取締役である永井秀輔氏及び執行役員である鈴木司氏は、当社の取締役を兼務しております。	
取 引 関 係	公開買付者との間で資本業務提携契約を締結しており、公開買付者及びその関係会社と広告運営の委託等の取引を行っております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、公開買付者の連結子会社であり、公開買付者と当社は相互に関連当事者に該当します。	

(注2) 「議決権所有割合」の計算においては、当社が2024年11月14日に公表した「2024年9月期決算短

信〔日本基準〕(連結)に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数(20,027,640株)から、当社が所有する同日現在の自己株式数(121,265株)を控除し、2024年9月30日現在残存する本新株予約権4,563個の目的となる当社株式の合計(504,660株)を加算した株式数(20,411,035株)に係る議決権の数(204,110個)を分母として計算しております。なお、「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (2) 本株式等売渡請求の日程

売渡請求日	2025年1月15日
当社の取締役会決議日	2025年1月15日
売買最終日	2025年2月14日(予定)
上場廃止日	2025年2月17日(予定)
取得日	2025年2月19日(予定)

## (3) 売渡対価

普通株式1株につき、532円

第5回新株予約権1個につき、41,760円

## 2. 本株式等売渡請求の内容

当社は、公開買付者より、本日付で本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、第3号)

公開買付者は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき532円の金銭を割当交付いたします。

- (3) 本新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

- ① 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第4号イ)

該当事項はありません。

- ② 本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第4号ロ及びハ)

公開買付者は、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価(以下「本新株予約権売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡新株予約権1個につき41,760円の金銭を割当交付いたします。

- (4) 当社が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日（会社法第179条の2第1項第5号）

2025年2月19日

- (5) 本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号・会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

公開買付者は、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の全てを、公開買付者が保有する現預金によりお支払いすることを予定しております。公開買付者は、公開買付者が2024年11月15日から同年12月26日までの期間において実施した当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として2024年11月13日現在の公開買付者の預金に係る残高証明書を提出しております。また、同日以降、公開買付者において、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払いに影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識しておりません。

- (6) 上記のほか、本株式等売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件（会社法第179条の2第1項第6号・会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について、当社の本店所在地にて当社が指定した方法、公開買付者が指定した場所及び方法又は当社と公開買付者で協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価を支払うものとします。

### 3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

#### (1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式等売渡請求は、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と、本新株予約権売渡対価は、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）と、それぞれ同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 本当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の経緯及び理由により、2024年11月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第

13 回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記の取締役会決議は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(i) 公開買付者からの提案並びに検討体制の構築の経緯

2024年6月18日、当社は、公開買付者から本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨についての打診を受け、同日、協議に応じる旨の回答を行ったこと及び2024年8月9日に公開買付者から一次意向表明書の提出を受けたことを契機として、本取引の意思決定の過程における公正性及び適正性を担保するため、2024年8月上旬に当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、当社及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。

その後、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定いたしました。

また、公開買付者が当社の支配株主であることから、本公開買付けを含む本取引が支配株主との間の重要な取引等に該当し、また、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本取引の公正性を担保することを目的として、公開買付者から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。具体的には、2024年8月16日開催の取締役会決議により、長南伸明氏（当社の社外取締役（監査等委員）、公認会計士）、一木裕佳氏（当社の社外取締役（監査等委員））及び若槻哲太郎氏（村田・若槻法律事務所 代表パートナー、弁護士）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、本意見表明プレスリリースの「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所及び当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しました。

また、本特別委員会は、本意見表明プレスリリースの「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2024年9月5日、独自の第三者算定機関として、SBI証券に加えて株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）を選任しております。

さらに、当社は、本意見表明プレスリリースの「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築すると共に、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けております。

また、本特別委員会は、当社の代表取締役である梅景匡之氏及び取締役である安藤潔氏は、当社における定量面での検討に精通しており、当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成に不可欠な人員であるところ、（i）梅景匡之氏については、公開買付者の執行役員を兼務しているものの、公開買付者の執行役員としての業務内容は当社の経営を行う担当役員としての業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めて公開買付者側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。）、及び公開買付者からの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を保有しているものの、当該保有株式について公開買付者との間で本公開買付けへの応募に関する合意は存在せず、その保有株式数は僅少であることに鑑み、（ii）安藤潔氏については、公開買付者の執行役員を兼務しているものの、公開買付者の執行役員としての業務内容は銀行借入れに関する業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めて公開買付者側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。）、及び公開買付者からの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を一切保有していないことに鑑み、当社の事業計画の作成に関与することを承認しております。

#### （ii）検討・交渉の経緯

当社は、SBI証券から当社株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受け、赤坂国際会計から当社株式の価値算定結果に関する報告を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

具体的には、本公開買付価格については、当社は、2024年10月18日、公開買付者から本公開買付価格を460円（当該提案がなされた2024年10月18日の前営業日である同月17日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値376円に対して22.34%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値387円に対して18.86%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値406円に対して13.30%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値416円に対して10.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とする提案を受けました。また、本新株予約権買付価格については、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した460円を下回っていることから、（i）第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本公開買付価格として提示した460円と第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額167円の差額（293円）に第1回新株予約権及び第2回新株予約権1個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である35,160円、（ii）第3回新株予約権及び第5回新株予約権については、本公開買付価格として提示した460円と第3回新株予約権及び第5回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額184円の差額（276円）に第3回新株予約権及び第5回新株予約権1個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である33,120円、（iii）第7回新株予約権については、本公開買付価格として提示した460円と第7回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額367円との差額（93円）に第7回新株予約権1個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である11,160円、（iv）第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した460円と第13回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額1円との差額（459円）に第13回新株予約権1個の目的となる当社株式数（100株）を乗じた金額である45,900円とする旨の提案を受けました。第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した460円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、それらに係る本新株予約権買付価格は1円とする旨の提案を受けました。これに対し、2024年10月23日、当社は、当該提案価格は、前回公開買付価格である727円を大幅に下回っており、当社の少数株主の

期待に応えられる水準ではないとして、本公開買付価格並びに第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付価格の引上げを要請しました。当社は、かかる要請を受けた公開買付者から、2024年10月28日に、前回公開買付価格及び本公開買付価格の検討に際しては、当社の事業計画が重要な検討材料の一つとなっているところ、本取引において当社から開示を受けた本事業計画は、前回公開買付けの際に当社から開示を受けた事業計画(以下、「前回事業計画」といいます。)と比較して相当程度下方修正されたものであり、また、前回公開買付後の当社の実際の業績は前回事業計画を相当程度下回って推移していることを踏まえ、本公開買付価格を490円(当該提案がなされた2024年10月28日の前営業日である同月25日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値355円に対して38.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値382円に対して28.27%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値395円に対して24.05%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値415円に対して18.07%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)、本新株予約権買付価格については、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した490円を下回っていることから、(i)第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本公開買付価格として提示した490円と第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額167円の差額(323円)に第1回新株予約権及び第2回新株予約権1個の目的となる当社株式数(120株)を乗じた金額である38,760円、(ii)第3回新株予約権及び第5回新株予約権については、本公開買付価格として提示した490円と第3回新株予約権及び第5回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額184円の差額(306円)に第3回新株予約権及び第5回新株予約権1個の目的となる当社株式数(120株)を乗じた金額である36,720円、(iii)第7回新株予約権については、本公開買付価格として提示した490円と第7回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額367円との差額(123円)に第7回新株予約権1個の目的となる当社株式数(120株)を乗じた金額である14,760円、(iv)第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した490円と第13回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額1円との差額(489円)に第13回新株予約権1個の目的となる当社株式数(100株)を乗じた金額である48,900円、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した490円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、引き続きそれらに係る本新株予約権買付価格は1円とする旨の2回目の提案を受けました。これに対し、2024年10月30日、当社は、当社において算定した当社の株式価値及び他社の類似案件におけるプレミアムを勘案した当社の検討の結果として、本公開買付価格並びに第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付価格の引上げを要請しました。当社は、かかる要請を受けた公開買付者から、2024年11月5日に、本公開買付価格を495円(当該提案がなされた2024年11月5日の前営業日である同月1日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値356円に対して39.04%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値375円に対して32.00%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値386円に対して28.24%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値414円に対して19.57%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)、本新株予約権買付価格については、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した495円を下回っていることから、(i)第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本公開買付価格として提示した495円と第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額167円の差額(328円)に第1回新株予約権及び第2回新株予約権1個の目的となる当社株式数(120株)を乗じた金額である39,360円、(ii)第3回新株予約権及び第5回新株予約権については、本公開買付価格として提示した495円と第3回新株予約権及び第5回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額184円の差額(311

円)に第3回新株予約権及び第5回新株予約権1個の目的となる当社株式数(120株)を乗じた金額である37,320円、(iii)第7回新株予約権については、本公開買付価格として提示した495円と第7回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額367円との差額(128円)に第7回新株予約権1個の目的となる当社株式数(120株)を乗じた金額である15,360円、(iv)第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した495円と第13回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額1円との差額(494円)に第13回新株予約権1個の目的となる当社株式数(100株)を乗じた金額である49,400円、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した495円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、引き続きそれらに係る本新株予約権買付価格は1円とする旨の3回目の提案を受けました。これに対し、2024年11月7日、当社は、当社において算定した当社の株式価値、当社の過去の株価と比較したプレミアム水準及び他社の類似案件におけるプレミアムを勘案した当社の検討の結果として、本公開買付価格について650円とすることを要請しました。当社は、かかる要請を受けた公開買付者から、2024年11月8日に、本公開買付価格を520円(当該提案がなされた2024年11月8日の前営業日である同月7日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値362円に対して43.65%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値370円に対して40.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値386円に対して34.72%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値413円に対して25.91%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)、本新株予約権買付価格については、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した520円を下回っていることから、(i)第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本公開買付価格として提示した520円と第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額167円の差額(353円)に第1回新株予約権及び第2回新株予約権1個の目的となる当社株式数(120株)を乗じた金額である42,360円、(ii)第3回新株予約権及び第5回新株予約権については、本公開買付価格として提示した520円と第3回新株予約権及び第5回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額184円の差額(336円)に第3回新株予約権及び第5回新株予約権1個の目的となる当社株式数(120株)を乗じた金額である40,320円、(iii)第7回新株予約権については、本公開買付価格として提示した520円と第7回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額367円との差額(153円)に第7回新株予約権1個の目的となる当社株式数(120株)を乗じた金額である18,360円、(iv)第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した520円と第13回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額1円との差額(519円)に第13回新株予約権1個の目的となる当社株式数(100株)を乗じた金額である51,900円、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した520円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、引き続きそれらに係る本新株予約権買付価格は1円とする旨の4回目の提案を受けました。その後、公開買付者と当社との間で相対でのコミュニケーションによる協議を行い、その結果、当社は公開買付者から、2024年11月11日に本公開買付価格を532円(当該提案がなされた2024年11月11日の前営業日である同月8日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値362円に対して46.96%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値369円に対して44.17%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値385円に対して38.18%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値412円に対して29.13%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)、本新株予約権買付価格については、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した532円を下回っていることから、(i)第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本公開買付価格として提示した532円と第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額167円の差額(365円)に第1回新株予約権及び第2回新株予約権1個の目的

となる当社株式数（120株）を乗じた金額である43,800円、(ii)第3回新株予約権及び第5回新株予約権については、本公開買付価格として提示した532円と第3回新株予約権及び第5回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額184円の差額（348円）に第3回新株予約権及び第5回新株予約権1個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である41,760円、(iii)第7回新株予約権については、本公開買付価格として提示した532円と第7回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額367円との差額（165円）に第7回新株予約権1個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である19,800円、(iv)第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した532円と第13回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額1円との差額（531円）に第13回新株予約権1個の目的となる当社株式数（100株）を乗じた金額である53,100円、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した532円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、引き続きそれらに係る本新株予約権買付価格は1円とする旨の最終提案を受けました。その結果、2024年11月13日、当社は、公開買付者に対して、本公開買付価格を532円、第1回新株予約権1個当たりの買付価格を43,800円、第2回新株予約権1個当たりの買付価格を43,800円、第3回新株予約権1個当たりの買付価格を41,760円、第5回新株予約権1個当たりの買付価格を41,760円、第7回新株予約権1個当たりの買付価格を19,800円、第10回新株予約権1個当たりの買付価格を1円、第11回新株予約権1個当たりの買付価格を1円、第13回新株予約権1個当たりの買付価格を53,100円、第14回新株予約権1個当たりの買付価格を1円及び第15回新株予約権1個当たりの買付価格を1円とすることを応諾する旨の回答を行い、合意に至りました。

#### (iii) 当社の意思決定の内容

以上の経緯の下で、当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての助言その他の法的助言、SBI証券から受けた財務的見地からの助言及び2024年11月13日付で取得した株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書（SBI証券）」といいます。）の内容、並びに2024年11月14日付で本特別委員会が赤坂国際会計から提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書（赤坂国際会計）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり532円が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2024年11月14日付答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値向上を図ることができるか、本公開買付価格等を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

当社は、当社を取り巻く事業環境においては、視聴者の趣向が従来の長尺動画からショート動画に移行している等によりマネタイズ構造やトレンドが急速に変化しており、本資本業務提携開始後の当社の2024年9月期の各四半期において当社グループの売上高が前事業年度比で減少している状況の中で、当社の企業価値を維持向上させ、両社グループの成長を加速させるためには既存の取組みを継続するだけでなく、現在の資本業務提携契約を更に推し進め、より一層踏み込んだ対策を早急に講じ、急速に移り変わる事業環境に対応できる体制を整える必要があると認識しております。

その結果、当社は、本取引を通じて当社株式を非公開化し、公開買付者と当社の少数株主との間の構造的な利益相反関係を解消し、これまで以上の一体化した経営を行うことにより、協業体制の構築や経営資源・ノウハウの最大化、意思決定の迅速化・簡素化、事業成長への経営資源の集中を図ることで、機動的かつ着実な経営施策の実行を通じて、以下のようなシナジー創出を見込むことができ、当社及び公開買付者の更なる企業価値向上に資するとの結論に至りました。また、当社は非公開化後も公開買付者の子会社として独立性を持ちつつ、当社の強みであるインフルエンサー領域やエンター

テイメント領域のさらなる成長を目指しております。

(ア) インフルエンサーマーケティング領域への出資等を通じた戦略的な事業提携による成長加速

当社グループが公開買付者の完全子会社となり、当社の少数株主の皆様と公開買付者との間で利益相反を生じさせるおそれを払しょくすることで、当社グループを含めた公開買付者グループ全体として、インフルエンサーマーケティング領域に強みを持つ事業会社への出資等を通じた戦略的な業務提携を行うことが可能となり、公開買付者グループ全体としてインフルエンサーマーケティング事業の更なる成長を実現するとともに、当社グループの事業上の競争力を強化することも実現できると考えております。また、当社グループを取り巻く事業環境の変化に伴い、両グループの経営資源を共有することで、デジタルマーケティング領域におけるテクノロジー強化といった、今後当社グループが注力する領域への投資が可能になると考えております。

(イ) 公開買付者及び当社グループの総合力の更なる強化

当社グループが公開買付者の完全子会社となることで、当社グループと公開買付者の経営資源を迅速かつ柔軟に相互活用できる体制が整い、コーポレート機能等両社の組織機能の重複を解消することが可能になり、また、その他公開買付者グループと当社グループとの間で人材の配置の最適化を行い、両グループの経験・知見・ノウハウを蓄積していくことで、機動的に、両社間のシナジーをより強く発現させることが可能になると考えております。

具体的には、公開買付者の子会社である株式会社ストアギークが開発したストアギークサイネージ（注）を活用することで、当社に所属する数多くのインフルエンサーと協働したインフルエンサーマーケティングのさらなる強化が可能となり、このような営業活動におけるグループのリソースの連携による成長が可能であると考えております。

(注) ストアギークサイネージは、その他公開買付者グループの持つマーケティングテクノロジーへの知見及びデジタルサイネージ領域のプロダクト開発力と、リテールメディアに関するノウハウを活かして、株式会社ストアギークが独自開発した、小売企業の店舗の商品陳列棚に設置し広告配信を行う新たなメディアサービスです。

(ウ) その他公開買付者グループの各国拠点を活かしたグローバルビジネスの創出、強化

当社グループが公開買付者の完全子会社となることで、東アジア（中国、台湾、韓国）、東南アジア（シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナム）の主要国に進出している公開買付者のネットワーク、人財を最大限活用することが可能となり、当社が成長領域として掲げる非ゲーム領域での海外クライアントとのリレーション構築をより一層推し進めることができると考えております。

(エ) オフィスの統合及び機能の共通化の推進による、さらなる管理コストの効率化等

当社グループが公開買付者の完全子会社化となることで、その他公開買付者グループと当社グループの部門間のさらなる連携の強化及び両グループのオフィスの統合等のより踏み込んだ施策を行うことが可能となり、当社グループを含めた公開買付者グループ全体における管理コストの削減を行うこと及び事業に対してより多くのリソースを割くことで、業務効率の改善につながるものと考えております。

なお、当社は、本取引の実行に伴うディスシナジーについても検討した結果、当社が非公開化されることによって、ブランド力低下に伴う取引先、その他のステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下の可能性が考えられるものの、公開買付者は上場会社であり高い社会的信用及び認知

度を有していることから、当社が本取引を通じて非公開化されることが、当社の社会的信用や社員のモチベーションに悪影響を与える可能性は低いと考えております。また、公開買付者としては、当社の経営体制等については、当社との間で協議していく方針であること等を踏まえ、当社としては、当社が本取引を通じて非公開化されることは、当社グループの取引先、従業員、その他のステークホルダーにおいて受け入れられると考えており、本取引の実行後においても特段のディスシナジーは発生しないと認識しております。

また、上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、資本市場から資金調達を行うことができなくなることや、人材の確保に影響を及ぼす可能性が考えられますが、当社としては、公開買付者を通じて、公開買付者グループとして株式市場からの資金調達を行うことが可能であると考えていること、上場廃止後の採用活動は上場企業である公開買付者のグループ会社の一員として実施することから、当該悪影響は生じないと考えております。

また、当社は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり532円は妥当な価格であると判断いたしました。

(ア) 当該価格が、当社において、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果、合意された価格であること。

(イ) 本公開買付価格は、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び当社株式価値算定書（SBI証券）に記載の当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法の上限値を上回り、DCF法に基づく1株当たり株式価値レンジの中央値を上回っていること。また、本公開買付価格について、赤坂国際会計が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを提出していること。

(ウ) 本公開買付価格である532円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値363円に対して46.56%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値の単純平均値365円に対して45.75%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値の単純平均値384円に対して38.54%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値の単純平均値411円に対して29.44%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付価格のプレミアムは、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「公正M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日以降に公表され且つ成立した、本公開買付けと同様、支配株主による非公開化を目的とした他の公開買付け事例59件におけるプレミアムの水準（公表日の前日、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ42.41%、43.04%、40.47%、40.87%）及び平均値（それぞれ43.28%、45.04%、43.60%、40.78%））に照らして、直近3か月間及び直近6か月間の終値の単純平均値と比較すると劣ってはいるものの、当社が2024年10月15日に「通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表したとおり、当社が2023年10月13日に開示した2024年9月期の業績予想を下方修正したという事情に照らせば、2024年10月15日以前の株価よりも同月16日以降の株価をより重視すべきであり、かかる観点から、直近1か月間の終値の単純平均値及び2024年11月13日終値と比較すれば上記プレミアムの中央値及び平均値を上回ることを踏まえると、合理的な水準と認められること。なお、前回公開買付けにおける公開買付価格は

当社の普通株式 1 株あたり 727 円であり、本公開買付価格との乖離があります。しかし、かかる乖離は、前回公開買付け後の環境変化や当社の業績の状況及び株価の推移等が反映されたものであり、当社の現在の業績の状況及び株価の推移等に照らして妥当と考えております。また、当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、公開買付者に対し、前回公開買付価格は強く意識される旨を説明した上で交渉を行っており、その交渉の結果として本公開買付価格の引き上げに至っております。以上からすれば、前回公開買付価格は、本公開買付価格の妥当性を左右するものではないと考えております。

(エ) 当社は、ファイナンシャル・アドバイザーであるSBI証券による算定結果、SBI証券から提供を受けた同種の完全子会社化事例におけるプレミアムの分析資料等をもとに、本公開買付価格を妥当な水準にまで高めるために、公開買付者との間で交渉を複数回にわたり実施し、かかる交渉の結果として当初提示額よりも、72円（初回提案価格（公開買付者）の本公開買付価格460円の約15.65%）引き上げられた価格で決定されたこと。

なお、当社は、2024年10月15日付で「通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、2024年9月期の業績予想を下方修正しておりますが、当該修正はクリエイターとの契約変更や、コンテキストドリブンマーケティング事業における市場環境の変動により、売上高が当初の見込みを下回る見通しとなったこと、営業利益に関しても、ゲームタイトルの撤退に伴う損失や、第2四半期に発生したトラブル事案による費用が、構造改革による販管費削減効果を上回り、当初の予想を下回る見通しとなったことによるものであり、本取引とは関係なく実施しており、SBI証券及び赤坂国際会計による当社株式の価値算定結果の前提となる本事業計画の策定にあたっては、SBI証券が複数回当社に対するインタビューを行い、その内容を分析及び検討しており、また、本特別委員会も、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等（梅景匡之氏及び安藤潔氏が本事業計画の作成に関与することを含みます。）について、説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しており、本事業計画の作成過程及び内容に不合理な点はないものと考えております。

また、当社は、本新株予約権買付価格のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、及び第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基準に算定されていることから、本取引を通じて当該本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な金額であると判断し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、本新株予約権買付価格がそれぞれ1円と決定されていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることが相当と判断するに至りました。

以上により、当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権者のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、各本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とされていることから、本公開買付けに応募することを推奨し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、各本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本公開買

付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役会の決議の詳細については、本意見表明プレスリリースの「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2024年12月27日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社の株券等8,281,928株の応募があり、買付予定数の下限（3,079,318株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、そのすべてを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、公開買付者は、議決権所有割合91.55%を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、公開買付者より、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、(i) 本株式等売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、上記の経緯及び理由により当社が本取引により公開買付者の完全子会社となることが当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(ii) 本株式売渡対価は本公開買付価格と同一価格であり、本新株予約権売渡対価は本新株予約権買付価格と同一の価格であるところ、当該価格の決定に際しては、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の皆様にとって合理的な価格であり、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の皆様の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(iii) 公開買付者によれば、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないこと、(iv) 本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式等売渡請求は、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益に配慮したものであり、本株式等売渡請求の条件等は適正であると判断し、当社が公開買付者の完全子会社となるための本取引を進めるべく、公開買付者からの通知のとおり、本株式等売渡請求を承認する旨を決議しました。

## (2) 算定に関する事項

本株式等売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付価格と、本新株予約権売渡対価は本新株予約権買付価格とそれぞれ同一の価格であることから、当社は、本株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

## (3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されていますが、本株式等売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年2月16日まで整理銘柄に指定された後、2025年2月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社

株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式等売渡請求は本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び当社は、本公開買付けの段階から当社が公開買付者の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、公開買付者と当社の少数株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置として、それぞれ以下のような措置を実施しております。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2024年11月13日付で公開買付者株式価値算定書を取得しているとのことです。詳細については、本意見表明プレスリリースの「(3) 算定に関する事項」の「① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本意見表明プレスリリースの「(3) 算定に関する事項」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、当社は本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2024年11月13日付で、当社株式価値算定書(SBI証券)を取得いたしました。なお、SBI証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、SBI証券は前回公開買付けにおいて、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーに選任されていたものの、当時当社株式の価格算定は行っておらず、現在は当該アドバイザーとしての職務は終了していること並びに現在SBI証券及び公開買付者の間で取引は存在しないことから、本特別委員会は、第1回特別委員会において、SBI証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の第三者算定機関として承認しております。

当社がSBI証券から取得した当社株式価値算定書(SBI証券)の概要については、本意見表明プレスリリースの「(3) 算定に関する事項」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。

③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本意見表明プレスリリースの「(3) 算定に関する事項」の「③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、前回公開買付けから近接した時期に本取引を検討することから、より慎重な検討を行うため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社株式の株式価値の算定及び本取引における取引条件についての当社の少数株主に

とっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、2024年11月14日付で、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び本フェアネス・オピニオンを取得いたしました。なお、赤坂国際会計は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会における意思決定の過程における公正性及び適正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の留意点について法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出されるものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応するため、本取引を公正な手続で進めるとともに本取引に係る諸条件の妥当性等をより公正かつ慎重に検討するため、当社取締役会の諮問機関として、2024年8月16日に開催された当社臨時取締役会における決議により、本特別委員会を設置しましたが、かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、公開買付者及び当社から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、森・濱田松本法律事務所の助言も得つつ、当社の取締役会に対して、公開買付者から本取引に関する協議を開始したい旨の意向を受けた旨、並びに本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を説明いたしました。その上で、当社は、本特別委員会の委員の候補者が、公開買付者からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して少数株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、当社の社外取締役と協議し、森・濱田松本法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、社外取締役（監査等委員）である長南伸明氏及び一木裕佳氏並びに社外有識者である若槻哲太郎氏の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会は、委員長として長南伸明氏を選定し、本特別委員会の委員は設置当初から変更されておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。）。

そして、当社は、2024年8月16日開催の当社臨時取締役会において、上記のとおり決議を行いました。

その上で、当社は、本意見表明プレスリリースの「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の

とおり、2024年8月16日付の取締役会決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の合理性(本取引が当社の企業価値向上に資するかを含みます。)、(ii)本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含みます。)、(iii)本取引に係る手続の公正性・妥当性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。)、(iv)本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、(v)上記を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことが、当社の少数株主に不利益か否か(以下、かかる(i)ないし(v)の事項を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

また、当社取締役会は、特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、本取引の実施に関する意思決定を行うにあたって、本公開買付けへの賛否を含め、特別委員会による答申を最大限尊重するものとし、特別委員会が、本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合、当社取締役会は本取引の承認は行わない(本公開買付けに賛同しないことを含む。)ものとすることを決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a)当社が本取引について買付者との間で行う交渉に実質的に関与することの権限(必要に応じて、買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び自ら買付者と交渉を行うことを含みます。)、(b)必要に応じ自らの財務若しくは法務に関するアドバイザー(以下「アドバイザー等」という。)を選任し(この場合の費用は当社が負担するものとし、又は、当社の費用により、当社のアドバイザー等を指名し若しくは承認する(事後承認を含みます。)こと(なお、特別委員会は、当社のアドバイザー等の独立性及び専門性に問題がないことを確認した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとし、(c)特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、(d)当社の費用負担の下、本取引に係る調査(本取引に係る当社グループの役職員又は本取引に係る当社のアドバイザー等に対し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。)を行う権限、(e)本取引のために講じるべき公正性担保措置の程度を検討し、必要に応じて意見・提言する権限、(f)その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める権限を付与しております。

上記当社取締役会において、当社の取締役7名のうち、公開買付者の役職員を兼任する役員、または過去に公開買付者の役職員であった役員である永井秀輔氏及び鈴木司氏を除く5名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、決議を行いました。

#### (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2024年8月16日より同年11月14日までの間に合計11回、計約15時間にわたって会議を開催し本諮問事項についての協議及び検討等を行うとともに各会日間においても、必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。なお、本特別委員会は、当社が森・濱田松本法律事務所を法務アドバイザーとすること、及びSBI証券をファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関とすることについて、その独立性に問題がないことを確認した上で、その選任を

承認するとともに、本特別委員会として、必要に応じてこれらの当社アドバイザーから専門的助言を得ております。

また、本特別委員会は、2024年9月5日、独自の第三者算定機関として、SBI証券に加えて赤坂国際会計を選任しております。

そして、当社から、当社の事業内容、事業環境、経営課題、事業計画の内容、その前提及び作成経緯並びに本取引の意義・目的及び本取引における当社の検討体制等について説明を受け、書面での質疑及び口頭での質疑応答を行いました。

更に、公開買付者から2024年8月9日付で提出された提案書を踏まえて、公開買付者との間で、当社の事業環境及び経営課題に対する認識、本取引の目的・意義、本取引後の組織・経営方針、本取引の手続・条件等について書面での質疑を行うとともに、本公開買付価格について、公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を重ねました。

加えて、赤坂国際会計から当社の事業計画及び当社の市場株価等を踏まえた株式価値算定の内容、方法等及び公開買付者による本公開買付価格の提案内容等について説明を受け質疑応答を行い、また、赤坂国際会計からは、本公開買付けの買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるかどうかについての意見を聴取し、質疑応答を行いました。

また、SBI証券から、当社の事業計画及び当社の市場株価等を踏まえた株式価値算定の内容、方法等、本公開買付けと類似する他の公開買付け事例（以下「類似完全子会社化事例」といいます。）のプレミアム分析及び公開買付者による本公開買付価格の提案内容等について説明を受け質疑応答を行いました。

あわせて、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、特別委員会の設置が求められる背景、特別委員会の役割等について説明を受け、本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けました。

### (iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所から受けた法的見地からの助言、並びに赤坂国際会計から受けた財務的見地からの助言、2024年11月14日付で提出を受けた当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び本フェアネス・オピニオン並びにSBI証券から受けた財務的見地からの助言、2024年11月13日付で提出を受けた当社株式価値算定書（SBI証券）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

#### (a) 答申内容

1. 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的である。
2. 本取引の取引条件（本取引の実施方法や対価を含む。）は妥当である。
3. 本取引の手続は公正である。
4. 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権の所有者のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、

第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねることは相当である。

5. 上記第1項乃至第4項その他の事項を踏まえ、当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権者のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねる旨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではなく、また、本公開買付けが成立した後に行われる一連の取引を通じた公開買付者による当社の完全子会社化の実施に関する決定を行うことは、当社の少数株主に不利益ではない。

(b) 答申理由

1. 本取引の目的の合理性について

以下の点を総合的に考慮すると、本取引は、当社の企業価値の向上に資するといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。

(i) 事業会社との資本提携

公開買付者は、①TikTok、インスタグラムの領域に強みを持つ事業会社への出資や子会社化を通じた業務提携が必要であること、②資金力とグループ戦略最適化の観点から、その提携事業の主体としては当社ではなく公開買付者がふさわしいと考えていること、③当社の上場を維持したままで提携事業を進めると、当該提携事業が当社の少数株主との間で利益相反を生じさせる恐れがあることを理由に、かかる懸念を払しょくしてグループとして正しく同領域を成長させるために本取引を行う必要があるものとして、本取引の提案を行っていること。

そして、①の点は、まさに、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、当社が直面している市場環境の構造的変化に対応するためのダイレクトな施策であり、かつ、相手方をグリップして十分なシナジーを創出するためには資本関係の構築が必要となることは首肯できるものであること。

また、②の点につき、当社株式の出来高や時価総額、直近の業績等に鑑みると、当社が資本関係構築に必要な資金を独自に調達することにはハードルがあり、公開買付者の資金力を活用することの必要性、合理性が認められること。

さらに、③の点につき、当社が公開買付者の100%子会社でないことを理由とする利益相反関係が各種営業等の障壁になっており、かかる問題が他の事業会社への出資や子会社化という側面でも顕在化することは明らかと思われるから、本取引を通じた当社の完全子会社化によって、これらの利益相反状態の解消が行われることにも合理性が認められること。

以上によれば、本取引により当社が公開買付者の 100%子会社となることにより、事業会社との資本提携を進めることは、当社の事業価値の向上に資し、合理性があると認められること。

(ii) 抜本的な各種投資

また、一連の質問状のやり取りやヒアリングによれば、当社親会社である公開買付者においても、当社においても、これ以上のコスト削減の余地が限られる中、このまま放置していると営業赤字状態の恒常化に進む危機感があり、本年 3 月頃から当社を非公開化して抜本的な対策をしなければ企業価値の保持は難しいとの切迫感を共有している状態であること。

そして、抜本的な施策としては、クリエイターマネジメントシステムの大幅改修開発、マネタイズ手段の多様化、クリエイターの育成及びサポートのための人的、物的支援拡充等があるところ、これらの施策には、人件費を中心とする投資コストを要し、その効果が業績に反映されるまでには中長期の時間を要する反面、短期的には財務状況が悪化する可能性がある。そして、当社の規模、業績状況に照らすと、このような施策を、当社に少数株主が存在する状態で思い切って実施することには困難を伴うと解されること。

また、親会社である公開会社として、100%子会社でない当社を優先して、公開会社のリソースを思い切って投入することにも困難を伴うと解されること。

したがって、本取引により当社が公開買付者の 100%子会社となることにより、上記の抜本的な各種投資を実行、加速させることは、当社の企業価値の向上に資し、合理性があると認められること。

(iii) 利益相反状態の解消

現時点では、公開買付者と当社の取引先が共通している例をはじめ、事業の各種局面で利害相反の問題に直面し、個別案件ごとの個別協議を経て解決にあたる例があるとのことであり、かかる事態は、前回公開買付け時に想定した以上に足かせとなり、事業の決断のスピードを鈍らせ、非効率な業務増大に繋がっていると認められること。

また、事業等の振り分け後も、振り向けられなかった企業の参加の有無や参加の程度には自ずと限界が生じ、公開買付者グループと当社グループの総合力ではない、制約下での事業展開となるものであり、実力値以下の業績に繋がり易い状況と言えること。

よって、本取引により当社が公開買付者の 100%子会社となることにより、かかる利益相反状態を解消することは、当社の企業価値の向上に資し、合理性があると認められること。

(iv) 人的リソースの共有、人材交流等

公開買付者としては、前回公開買付け時に予定した施策に関し、当社に少数株主がいる状態でこれ以上の人的リソースの追加提供を行うことは困難としている。

特に、公開買付者としては、当社にはエンジニアの人員や組織体制が不足しているとの認識があるところ、これを改善するための追加リソースの提供には本取引による

100%子会社化が必須との見解であること。

また、現時点では、特に責任者クラスでの人事異動が困難な状況であるところ、公開買付者として、本取引による100%子会社化が実現した際には、双方向の人材ローテーション（特にマーケティング部門を想定）、相互人材交流の促進を通じた成長機会を提供する予定とのことである。また、例えばコーポレート部署は統合予定とのことであり、これにより人的リソースの作出がなされると想定される。このように、本取引が実施されることにより、公開買付者グループ全体からみた適材適所の人員配置、人材作出が実現すると思われること。

よって、本取引により当社が公開買付者の100%子会社となることにより、人的リソースの共有、人材交流が進むことは、当社の企業価値の向上に資し、合理性があると認められること。

(v) 上場維持に要するコスト削減

当社は、毎年、上場に伴う経費として、監査報酬、証券代行委託事務費用、その他の支出を行っている他、コーポレートガバナンス・コードへの対応をはじめ、上場株式関連業務のために管理部門人員の一定時間を投入していること。

しかし、本取引による非上場化がなされれば、かかる上場コストの削減や、管理部門に割かれている人材の有効活用等をなすことが期待できること。

特に、公開買付者と当社は、現在、親子上場の状態にあるため、上場維持コストが重複している要素があると言え、これが解消されることによるグループ全体の効率化が見込まれること。

(vi) 当社独立性の維持及びディスシナジーへの配慮

公開買付者によれば、現在当社は、公開買付者グループにおいてインフルエンサーマーケティング事業を担う中核子会社であり、本取引後も当社のかかる位置付けが変わることは想定されておらず、社名、ブランド変更や合併等も現時点では想定されていないとのことであること。

また、本取引の実施後も、当社の経営体制について急激な変更を行う予定はなく、当社の代表取締役等による経営継続を想定していること。

さらに、当社従業員に関しても、現在の雇用条件を維持する予定とのことであり、既存のストックオプションに代わる新たなインセンティブプランの導入も検討する予定であること。

そして、公開買付者は、テクノロジー企業としてエンジニア優位の人事制度・各種手当などを設けている公開買付者と、エンターテインメント企業としてクリエイターを尊重している当社の企業文化や各種手当の相違を認識した上、当社の企業文化を尊重する方針であること。

以上によれば、本取引後も当社の独立性の維持がなされるものであり、本取引によって当社の強みが失われるようなことは想定されず、また、本取引によって生じる可能性があるディスシナジーにも配慮をしていると思われること。

## 2. 本取引の取引条件の妥当性について

以下の事項を総合的に考慮すると本公開買付価格は妥当であると判断する。

- (i) 本公開買付価格は、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び当社株式価値算定書（SBI証券）に記載の当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法の上限値を上回り、DCF法に基づく1株当たり株式価値レンジの中央値を上回っていること。また、本公開買付価格について、赤坂国際会計が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを提出していること。
- (ii) 本公開買付価格である532円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値363円に対して46.56%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値の単純平均値365円に対して45.75%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値の単純平均値384円に対して38.54%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値の単純平均値411円に対して29.44%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付価格のプレミアムは、経済産業省が「公正M&A指針」を公表した2019年6月28日以降に公表され且つ成立した、本公開買付けと同様、支配株主による非公開化を目的とした本公開買付けと類似する他の公開買付け事例59件におけるプレミアムの水準（公表日の前日、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ42.41%、43.04%、40.47%、40.87%）及び平均値（それぞれ43.28%、45.04%、43.60%、40.78%））に照らしても、合理的な水準と認められること。なお、約1年3ヶ月前に実施された前回公開買付けにおける公開買付価格は当社の普通株式1株あたり727円であり、本公開買付価格との乖離がある。しかし、かかる乖離は、前回公開買付け後の環境変化や当社の業績の状況及び株価の推移等が反映されたものであり、当社の現在の業績の状況及び株価の推移等に照らして妥当と評価する。また、当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、公開買付者に対し、前回公開買付価格は強く意識される旨を説明した上で交渉を行っており、その交渉の結果として本公開買付価格の引き上げに至っている。以上からすれば、前回公開買付価格は、本公開買付価格の妥当性を左右するものではない。
- (iii) 当社は、2024年10月15日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」において、当社の2024年9月期の業績予想の下方修正を公表しているところ、当該修正は合理的に見積もった数値を基礎として適時開示基準に該当したために開示に至ったものと認められ、当該修正が本取引とは関連して実施されたとは認められず、当社経営陣の恣意性が認められるものではないこと。また、当該検討の方法、判断内容及び開示時期について公開買付者の関与は認められないこと。
- (iv) 当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び当社株式価値算定書（SBI証券）の基礎となる当社作成の本事業計画については、本特別委員会は、その作成経緯に関して、当社から詳細な説明を受け、作成の前提、内容等について質疑応答を行い合理性の確認に努めたが、

公開買付者の恣意的な圧力が介在した事実等は認められず、本事業計画は合理的に作成されたものと認められること。

- (v) 赤坂国際会計及び SBI 証券は、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び当社株式価値算定書（SBI 証券）において、市場株価法、DCF 法を採用しているところ、赤坂国際会計及び SBI 証券から、当社株式の株式価値の算定方法及び評価プロセス、算定に係る進捗状況等について詳細な説明及び経過報告を受け、そのいずれについても不合理な点は見当たらないことを確認したこと。とりわけ、本特別委員会においては、赤坂国際会計及び SBI 証券から、当社株式価値算定書における株式価値評価に用いられた算定手法、DCF 法における割引率（WACC）等のパラメータの数値、継続価値の算定方法及びその採用理由その他の前提、他社事例におけるプレミアムの実例等について説明を受けて検討したが、恣意的な数値操作や特に不合理な点は見当たらなかったこと。
- (vi) 本特別委員会は、第三者算定機関である SBI 証券による算定結果、SBI 証券から提供を受けた同種の完全子会社化事例におけるプレミアムの分析資料等をもとに、本公開買付価格を妥当な水準にまで高めるために、公開買付者との間で独立当事者間の取引における交渉と同視できる交渉を複数回にわたり実施し、かかる交渉の結果として当初提示額よりも、72 円（初回提案価格（公開買付者）の本公開買付価格 460 円の約 15.65%）引き上げられた価格で決定されたこと。
- (vii) 本新株予約権の買付価格は第 1 回新株予約権については 1 個当たり 43,800 円、第 2 回新株予約権については 1 個当たり 43,800 円、第 3 回新株予約権については 1 個当たり 41,760 円、第 5 回新株予約権については 1 個当たり 41,760 円、第 7 回新株予約権については 1 個当たり 19,800 円、第 13 回新株予約権については 1 個当たり 53,100 円、第 10 回新株予約権については 1 個当たり 1 円、第 11 回新株予約権については 1 個当たり 1 円、第 14 回新株予約権については 1 個当たり 1 円、第 15 回新株予約権については 1 個当たり 1 円である。公開買付者からの書面による提案によれば、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に本新株予約権の目的となる当社株式数を乗じた金額としており、他方で、権利行使条件未充足の本新株予約権については、いずれも 1 円としている旨の説明を受けている。この点、権利行使条件を充足している本新株予約権については、本新株予約権者は、本新株予約権を行使して本公開買付けに応募することができることから、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額を新株予約権者に交付することが合理的であり、また、権利行使条件未充足の本新株予約権については、行使条件を充足できていないことが明らかであり、経済的な価値を認めることは困難であることを踏まえると、かかる本新株予約権の 1 個当たりの買取価格を 1 円に設定することは合理的であると認められること。
- (viii) 本意見表明プレスリリースの「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載によれば、スクイーズアウト手続により少数株主に交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となることが予定されている。したがって、スクイーズアウト手続における少数株主に交付される金銭の金額も妥当といえること。

### 3. 本取引の手続の公正性について

以下の点から、当社の少数株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が確保されていると考えられる。

#### (i) 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応するため、本取引を公正な手続で進めるために、当社取締役会の諮問機関として、2024年8月16日に開催された当社臨時取締役会における決議により、本特別委員会を設置していること。

本特別委員会における審議、検討及び交渉の経緯及び判断内容については本答申書に記載のとおりであり、本特別委員会に付与された権限に基づき実質的に充実した審議、検討及び公開買付者との間の複数回に亘る真摯な交渉が行われていること。

#### (ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の留意点に関する法的助言を受けていること。

なお、森・濱田松本法律事務所は、公開買付者及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出されるものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていない。なお、当社取締役（監査等委員）である河島勇太氏は、森・濱田松本法律事務所に所属しているところ、同氏はリーガル・アドバイザーとして本取引に関与しておらず、また、本特別委員会の委員にも入っていない。

また、本特別委員会は、第1回本特別委員会会議において、森・濱田松本法律事務所について、公開買付者及び当社の関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社がリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任することを承認している。

#### (iii) 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、前回公開買付けから近接した時期に本取引を検討することから、より慎重な検討を行うため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社株式の株式価値の算定及び本取引における取引条件についての当社の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、2024年11月14日付で、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び本フェアネス・オピニオンを取得していること。

赤坂国際会計は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、本取引に係る赤坂国際会計の

報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(iv) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に関する当社の意思決定における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である SBI 証券に対して、当社株式の価値の算定を依頼し、2024 年 11 月 14 日付で当社株式価値算定書（SBI 証券）を取得していること。

なお、SBI 証券は、公開買付者及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、SBI 証券は前回公開買付けにおいて、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーに選任されていたものの、当時当社株式の価格算定は行っておらず、現在は当該アドバイザーとしての職務は終了していること、また、現在 SBI 証券及び公開買付者の間で取引は存在しない。

また、本取引に係る SBI 証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれている。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合にも当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系との是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることを以て独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により SBI 証券を当社の第三者算定機関として選任した。

このような当社の判断に不合理な点はなく、本特別委員会は、2024 年 8 月 16 日の本特別委員会において、SBI 証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として承認している。

(v) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築していること。

具体的には、当社は、2024 年 8 月 16 日付取締役会において、本特別委員会の意見及び森・濱田松本法律事務所の助言も踏まえ、公開買付者と利益を共通にしている又はその可能性がある者を除外した上で、当社の安藤取締役を中心とするプロジェクトチームにより行われる体制を構築した。また、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、公開買付者の執行役員を兼務する当社の取締役永井秀輔氏及び取締役鈴木司氏は、当社取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、当社の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも一切参加していない。当社では、本特別委員会とともに、当該体制により、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる当社事業計画の作成過程に関与している。

なお、(i)安藤潔氏については、公開買付者の執行役員を兼務しているものの、公開買付者の執行役員としての業務内容は銀行借入れに関する業務に限られること、本取引

について公開買付者側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与している。）、及び2024年10月分より公開買付者からの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を一切保有していないことに鑑み、(ii)梅景匡之氏については、公開買付者の執行役員を兼務しているものの、公開買付者の執行役員としての業務内容は当社の担当役員としての業務に限られること、本取引について公開買付者側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与している。）、及び2024年10月分より公開買付者からの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を保有しているものの、当該保有株式について公開買付者との間で本公開買付けへの応募に関する合意は存在せず、その保有株式数は僅少であること、(iii)その他のメンバー当社職員3名については、公開買付者の役職員を兼務していないことに鑑み、本取引における公開買付者からの独立性に問題がないことを本特別委員会において確認していること。

(vi) 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

当社は、2024年8月16日付取締役会において、当社の取締役7名のうち、公開買付者の役職員を兼任する役員である永井秀輔氏及び鈴木司氏を除く5名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本特別委員会の設置を決議していること。また、2024年11月14日に実施予定の当社取締役会においては、本公開買付けに係る決議に関して、当社の取締役7名のうち、公開買付者の役職員を兼任する役員である永井秀輔氏及び鈴木司氏を除く5名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨、本新株予約権者のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者のご判断に委ねる旨を決議する予定であること。

(vii) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと。また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日としていること。

マーケット・チェックは、当初の買収提案よりも条件のよい対抗提案を行う対抗的買収提案者の存否の確認を通じて、対象会社の価値や取引条件の妥当性に関する重要な参考情報が得られることに加えて、当初の買収提案者に対して、対抗的買収提案者が出現する可能性を踏まえて、対抗提案において想定される以上の取引条件を提示することを促す方向に働くため、取引条件の形成過程における対象会社の交渉力が強化され、企業

価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることに資するという機能を有するとの指摘があるところ、本取引においては、上記公開買付期間の設定とあわせ対抗的な買付け等の機会を確保していることにより、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われており、公正性担保措置として評価できること。

(viii) 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

公開買付者は、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式等売渡請求をすること又は本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主（公開買付者及び当社を除く。）に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)本株式等売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び当社を除く。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていること、(iii)スクイーズアウトに反対する株主は、株式等売渡請求の対象株式又は株式併合による1株に満たない端数の全部を公正な価格をもって買い取るよう当社に請求することができる上、裁判所に対して当該買取価格の決定を求める申立てを行うことも可能であり、かつ、この旨は株主に事前告知される予定であることから、当社の株主の皆様（公開買付者及び当社を除く。）が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しており、公正性担保措置として評価できること。

(ix) 充実した情報開示

公開買付者及び当社から、法令及び金融商品取引所の適時開示規制による開示制度を遵守するのみならず、公開買付届出書、意見表明報告書及びプレスリリースにおいて本特別委員会に関する情報、株式価値算定書に関する情報等を開示する予定であり、当社の株主の適切な判断に資する充実した情報の開示であると評価できること。

(x) マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) の買付予定数の下限の未設定

公開買付者からは、本件では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件まで設定しない旨の説明がなされている。

この点、公開買付者によれば、公開買付者は既に当社株式の過半数を保有しているため、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件まで設定すると、買付予定数の下限が上記想定よりも引き上げられる形となり、本取引の成立を不安定なものとし、かえって、本公開買付けに応募することを希望する株主の利益に資さない可能性があるため、同条件を設定することは想定していないとのことである。かかる理由説明には合理性が認められるほか、本取引では、他に十分な公平性担保措置が講じられていること等も踏

まえると、本取引においてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件まで設定しなければ取引条件の公平性・妥当性が損なわれるような事情は認められないこと。

(xi) その他

その他本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社が公開買付者より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないこと。

4. 賛同意見表明及び応募推奨の是非

上記 1. から 3. の検討によれば、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的には合理性が認められると考えられ、本取引の取引条件には妥当性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められるため、当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権の所有者のうち、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 5 回新株予約権、第 7 回新株予約権及び第 13 回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねる旨を決議するべきである。

5. 当社取締役会が本取引の実施を決定することは、当社の少数株主に不利益か否か

上記「1. 本取引の目的の合理性について」記載のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的には合理性が認められると考えられ、本取引の取引条件には妥当性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められ、その他、当社の少数株主にとって不利益となるような事情も認められないため、当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権者のうち、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 5 回新株予約権、第 7 回新株予約権及び第 13 回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねる旨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではなく、また、本公開買付けが成立した後に行われる一連の取引を通じた公開買付者による当社の完全子会社化の実施に関する決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

⑥ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2024 年 8 月 9 日に公開買付者から一次意向表明書の提出を受けた後、本取引に関する検討（当社の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーである、(i) 当社取締役である安藤潔氏については、公開

買付者の執行役員を兼務しているものの、公開買付者の執行役員としての業務内容は銀行借り入れに関する業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めて公開買付者側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。）、及び公開買付者からの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を一切保有していないことに鑑み、(ii) 当社代表取締役である梅景匡之氏については、公開買付者の執行役員を兼務しているものの、公開買付者の執行役員としての業務内容は当社の経営を行う担当役員としての業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めて公開買付者側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。）、及び公開買付者からの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を保有しているものの、当該保有株式について公開買付者との間で本公開買付けへの応募に関する合意は存在せず、その保有株式数は僅少であることに鑑み、(iii) その他のメンバーである当社職員3名については、公開買付者の役職員を兼務していないことに鑑み、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会により承認を受けております。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

当社は、森・濱田松本法律事務所から得た本公開買付けに関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、本意見表明プレスリリースの「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年11月14日開催の当社取締役会において、当社の取締役7名のうち、公開買付者の役職員を兼任する役員、または過去に公開買付者の役職員であった役員である永井秀輔氏及び鈴木司氏を除く5名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに関して、本意見表明プレスリリースの「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」に記載の(ア) インフルエンサーマーケティング領域への出資等を通じた戦略的な事業提携による成長加速、(イ) 公開買付者及び当社グループの総合力の更なる強化、(ウ) その他公開買付者グループの各国拠点を活かしたグローバルビジネスの創出、強化、(エ) オフィスの統合及び機能の共通化の推進による、さらなる管理コストの効率化等のシナジー創出を見込むことができ、両社グループの更なる企業価値向上に資すると判断し、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨、本新株予約権者のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、各本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とされていることから、本公開買付けに応募することを推奨し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、各本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議しております。なお、(i) 当社取締役である安藤潔氏については、公開買付者の執行役員を兼務しているものの、公開買付者の執行役員としての業務内容は銀行借り入れに関する業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めて公開買付者側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。）、及び公開買付者からの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を一切保有していないことに鑑み、(ii) 当社代表取締役である梅景匡之氏については、公開買付者の執行役員を兼務しているものの、公開買付者の執行役員としての業務内容は当社の経営を行う担当役員としての業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めて公開買付者側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の

場には関与しております。)、及び公開買付者からの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を保有しているものの、当該保有株式について公開買付者との間で本公開買付けへの応募に関する合意は存在せず、その保有株式数は僅少であることに鑑み、本取引における公開買付者からの独立性に問題がないことを特別委員会において確認したうえで、上記決議の審議及び採決に参加しております。

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

公開買付者は、本意見表明プレスリリースの「3 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する当社株式数に応じて、本株式等売渡請求をすること又は本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に対して要請することを予定しており、当社の株主の皆様 (公開買付者及び当社を除きます。) に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式等売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主の皆様 (公開買付者及び当社を除きます。) の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様 (公開買付者及び当社を除きます。) が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、公開買付者は、公開買付期間といいますが。) について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間 20 営業日よりも比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保しているとのことです。

⑨ 取引保護条項の不存在

公開買付者及び当社は、当社が公開買付者以外の買収提案者 (以下「対抗的買収提案者」といいます。) と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4. 今後の見通し

本株式等売渡請求の実施に伴い、上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(3) 上場廃止となる見込み」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

本株式等売渡請求後における当社の経営体制等につきましては、今後公開買付者及び当社との間で、協議、検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本日現在、公開買付者は、当社の支配株主 (親会社) であるため、本株式等売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2024 年 12 月 27 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めており、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなどの措置を講じ、取締役会において慎重に審議の上決定することにより、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

本株式等売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においても、当社は、上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2024年11月14日、本特別委員会から、当社取締役会における本取引についての決定（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権者のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議、並びに、本公開買付けが成立した後に行われる一連の取引を通じた公開買付者による当社の完全子会社化の実施に関する決定）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨を内容とする本答申書を入手しております。

詳細は、上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。なお、本答申書は、本株式等売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式等売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上